

経営事項審査の手引き

令和 8 年 7 月改定版

前回からの主な変更点

- 令和 8 年 7 月 1 日以降の改正内容を反映
 - ・ 「社会保険加入に関する評価項目」の削除
 - ・ 「建設機械の保有状況」の加点対象機械の拡大
(不整地運搬車及びアスファルト・フィニッシャーを追加)
 - ・ 『建設技術者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言の有無の評価(新設)
 - ・ 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点見直し
 - ・ 「業種・技術職員資格区分コード」に新たに加点対象となる資格区分を追加

- この手引きは、宮城県知事許可業者を対象にしたものです。他の都道府県又は国土交通大臣許可業者の経営事項審査については、各都道府県又は国土交通省各地方整備局へお問い合わせください。
- この手引きの作成時以降に、申請に係る制度や取扱いの変更、その他記載内容の変更があった場合には、土木部事業管理課のホームページでお知らせいたします。申請の前に、ホームページも併せて御確認ください。
- 特殊経費(合併時経費、分割時経費、譲渡時経費等)の際は、事前に土木部事業管理課まで御相談ください。
- 経営事項審査の結果通知書は、ホームページで公開している審査日程のとおり、申請受付後1か月程度で発送します。有効期間が継続するよう、結果通知日から逆算して経営事項審査の申請手続きを終えてください。提出書類に不足があり審査できない状態の申請は、次回審査日まで受付を延期することがあります。なお、結果通知までの期間の短縮には一切応じられませんので、予め御了承ください。

宮城県土木部事業管理課

経営事項審査の手引き

令和 7 年 9 月改定版

前回からの主な変更点

- 資本金借入金取扱いについての内容を追記
- 申込手順についてフロー図を更新
- 予約申込用フォームの入力画面を資料に追加

- この手引きは、宮城県知事許可業者を対象にしたものです。他の都道府県又は国土交通大臣許可業者の経営事項審査については、各都道府県又は国土交通省各地方整備局へお問い合わせください。
- この手引きの作成時以降に、申請に係る制度や取扱いの変更、その他記載内容の変更があった場合には、土木部事業管理課のホームページでお知らせいたします。申請の前に、ホームページも併せて御確認ください。
- 特殊経費(合併時経費、分割時経費、譲渡時経費等)の際は、事前に土木部事業管理課まで御相談ください。
- 経営事項審査の結果通知書は、ホームページで公開している審査日程のとおり、申請受付後1か月程度で発送します。有効期間が継続するよう、結果通知日から逆算して経営事項審査の申請手続きを終えてください。提出書類に不足があり審査できない状態の申請は、次回審査日まで受付を延期することがあります。なお、結果通知までの期間の短縮には一切応じられませんので、予め御了承ください。

宮城県土木部事業管理課

目次

I.	経営事項審査とは	1
II.	経営の審査基準日・有効期間について	1
III.	申請手順について	2
1.	決算変更届の提出	3
2.	経営状況分析の実施	3
3.	経営事項審査の申込	6
4.	申請書類の郵送	7
5.	結果通知	7
6.	審査手数料について	8
IV.	申請関係書類	9
1.	必ず提出するもの	9
2.	必要があれば提出するもの	9
V.	申請書の作成と確認書類	10
1.	規則様式第25号の14	10
2.	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一）	14
3.	その他の審査項目（社会性等）（別紙三）関係	16
4.	技術職員名簿（別紙二）	24
VI.	行政書士による代理申請について	27
VII.	経営の審査が必要な建設工事の免注機関一覧表	29
[資料編]		30
	提出書類チェックリスト	31
	経営規模等評価申請書／総合評定値請求書申請受付票	36
	規則様式第二十五号の十四	37
	工事種類別（元請）完成工事高（別紙一）	39
	直前3年の各事業年度における工事施工金額（経営事項審査用）	40
	その他の審査項目（社会性等）（別紙三）	41
	C P D単位算出補助表	43
	技能者名簿	44
	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書	45
	「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度」に関する誓約書	47
	防災協定加入証明書	49
	防災協定一覧	50
	経理処理の適正を確認した旨の書類	53
	建設機械の保有状況一覧表	59
	技術職員名簿（別紙二）	60
	業種・技術職員資格区分コード表	61
	実務経験証明書	66
	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	67

目次

I.	経営事項審査とは	1
II.	経営の審査基準日・有効期間について	1
III.	申請手順について	2
1.	決算変更届の提出	3
2.	経営状況分析の実施	3
3.	経営事項審査の申込	6
4.	申請書類の郵送	7
5.	結果通知	7
6.	審査手数料について	8
IV.	申請関係書類	9
1.	必ず提出するもの	9
2.	必要があれば提出するもの	9
V.	申請書の作成と確認書類	10
1.	規則様式第25号の14	10
2.	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一）	14
3.	その他の審査項目（社会性等）（別紙三）関係	16
4.	技術職員名簿（別紙二）	24
VI.	行政書士による代理申請について	27
VII.	経営の審査が必要な建設工事の免注機関一覧表	29
[資料編]		30
	経営事項審査受審予約フォーム	31
	提出書類チェックリスト	32
	経営規模等評価申請書／総合評定値請求書申請受付票	37
	規則様式第二十五号の十四	38
	工事種類別（元請）完成工事高（別紙一）	40
	直前3年の各事業年度における工事施工金額（経営事項審査用）	41
	その他の審査項目（社会性等）（別紙三）	42
	C P D単位算出補助表	43
	技能者名簿	45
	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書	46
	防災協定加入証明書	48
	防災協定一覧	49
	経理処理の適正を確認した旨の書類	52
	建設機械の保有状況一覧表	58
	技術職員名簿（別紙二）	59
	業種・技術職員資格区分コード表	60
	実務経験証明書	65
	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	66

1. 経営事項審査の申込

- 宮城県ホームページで審査日程を確認し、経営事項審査予約フォーム（事業管理課ホームページにリンクがあります）に提出書類送付予定年月日等の必要事項を記載して送信してください。（メール・電話・FAXでの予約はできません。）
- 県から申込受理の返信はしません。申請状況については、フォームの送信完了メールに記載されているURLから随時照会が可能です。
- 申込みが各審査日の最大受付件数に達した場合は、受付を締め切ります。特に、7月から翌年1月の申請は大変混み合いますので、有効期間に余裕をもって申し込み願います。また、月末の審査日が混み合う傾向にありますので、各月の上～中旬の審査日もご検討ください。
- 申請書の提出は、土木事務所に決算変更届を提出し、受理されてから3週間以上期間が空くように申込してください。審査に決算変更届を使用するため、それ以前に申請しても審査を行うことができません。
- 経営状況分析結果通知書が確実に届く期間を見込んで提出時期を設定してください。
- 経営事項審査受審申込票の記載事項は、作業量を見込むために必要な項目です。若干の誤差が生じても差し支えありませんので、必ず全ての事項を記入してください。
- 特殊経審（合併時経審、分割時経審、譲渡時経審等）の際は、事前に御相談ください。

電子申請はじまっています！

電子申請の方法は別冊「電子申請用 補足版」を参照してください。

1. 経営事項審査の申込

- 宮城県ホームページで審査日程を確認し、経営事項審査予約フォーム（31ページ参照）に提出書類送付予定年月日等の必要事項を記載して送信してください。（メール・電話・FAXでの予約はできません。）
- 県から申込受理の返信はしません。申請状況については、フォームの送信完了メールに記載されているURLから随時照会が可能です。
- 申込みが各審査日の最大受付件数に達した場合は、受付を締め切ります。特に、7月から翌年1月の申請は大変混み合いますので、有効期間に余裕をもって申し込み願います。また、月末の審査日が混み合う傾向にありますので、各月の上～中旬の審査日もご検討ください。
- 申請書の提出は、土木事務所に決算変更届を提出し、受理されてから3週間以上期間が空くように申込してください。審査に決算変更届を使用するため、それ以前に申請しても審査を行うことができません。
- 経営状況分析結果通知書が確実に届く期間を見込んで提出時期を設定してください。
- 経営事項審査受審申込票の記載事項は、作業量を見込むために必要な項目です。若干の誤差が生じても差し支えありませんので、必ず全ての事項を記入してください。
- 特殊経審（合併時経審、分割時経審、譲渡時経審等）の際は、事前に御相談ください。

電子申請はじまっています！

電子申請の方法は別冊「電子申請用 補足版」を参照してください。

2. 申請書類の郵送

申請書及び申請事項確認書類 1部を提出書類チェックリスト(32-35ページ参照)の順に並べ、確認書類については、経営状況分析結果通知書及び納税証明書は、必ず原本を提出し、他の書類は写しを次の宛先へ**書留郵便**で郵送してください

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8-1

(郵便番号を記入すれば住所を書かなくても届きます)

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班

(「経営事項審査申請書類在中」と明記してください)

- ※ 申請書の受付確認が必要な場合は、申請受付票(36ページ参照)を同封してください。審査終了後、受付印を押印し、FAXで送信します。
- ※ **審査手数料(レシート)**を送るため、申請書の郵送には書留郵便の使用を厳守してください。郵送途中で所在不明になるなど、県で受取を確認できない場合、審査手数料の賠償等の責任は一切負いかねます。また、直接の持ち込みも御遠慮ください。
- ※ 確認資料が大量の場合は、確認資料のみ宅配事業者等を利用し別送しても差し支えありません。その際は、確認資料を別送する旨のメモ等を申請関係書類に同封してください。
- ※ 確認書類に不足がある場合、申請書の受付を次回審査まで保留する場合があります。このとき、結果通知日も受付日に対応する日に繰り延べになります。

経審の申請において、完成工事高の水増し、確認書類の改ざんなど、虚偽の申請や虚偽の報告があった場合、営業停止などの行政処分のほか、罰則があります。
(建設業法第50条ほか)

3. 結果通知

結果通知書は、ホームページで公開している審査日程のとおり、申請後1か月程度で発送します。経営事項審査の効力が切れ目なく続くようにするためには、遅くとも決算後6か月以内に申請手続を終えてください。なお、**結果通知までの期間の短縮には一切応じられません**。

- ※ 結果通知書を申請者あてに郵送する場合は、返信用封筒は不要です。

2. 申請書類の郵送

申請書及び申請事項確認書類 1部を提出書類チェックリスト(32-35ページ参照)の順に並べ、確認書類については、経営状況分析結果通知書及び納税証明書は、必ず原本を提出し、他の書類は写しを次の宛先へ**書留郵便**で郵送してください

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8-1

(郵便番号を記入すれば住所を書かなくても届きます)

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班

(「経営事項審査申請書類在中」と明記してください)

- ※ 申請書の受付確認が必要な場合は、申請受付票(36ページ参照)を同封してください。審査終了後、受付印を押印し、FAXで送信します。
- ※ **審査手数料(収入証紙)**を送るため、申請書の郵送には書留郵便の使用を厳守してください。郵送途中で所在不明になるなど、県で受取を確認できない場合、審査手数料の賠償等の責任は一切負いかねます。また、直接の持ち込みも御遠慮ください。
- ※ 確認資料が大量の場合は、確認資料のみ宅配事業者等を利用し別送しても差し支えありません。その際は、確認資料を別送する旨のメモ等を申請関係書類に同封してください。
- ※ 確認書類に不足がある場合、申請書の受付を次回審査まで保留する場合があります。このとき、結果通知日も受付日に対応する日に繰り延べになります。

経審の申請において、完成工事高の水増し、確認書類の改ざんなど、虚偽の申請や虚偽の報告があった場合、営業停止などの行政処分のほか、罰則があります。
(建設業法第50条ほか)

3. 結果通知

結果通知書は、ホームページで公開している審査日程のとおり、申請後1か月程度で発送します。経営事項審査の効力が切れ目なく続くようにするためには、遅くとも決算後6か月以内に申請手続を終えてください。なお、**結果通知までの期間の短縮には一切応じられません**。

- ※ 結果通知書を申請者あてに郵送する場合は、返信用封筒は不要です。

4. 審査手数料について

経営事項審査手数料分のレシートを貼付用紙に貼付し、申請書に同封してください。

経営規模等評価手数料	8,100円+1業種につき2,300円
総合評定値通知手数料	400円+1業種につき200円

※「レシート（提出用）」と書かれたシール状になっているものです。

納入方法は、郵送申請の場合は宮城県手数料セルフレジによるお支払い、電子申請の場合はインターネットバンキング支払いとなっております。宮城県手数料セルフレジによる支払方法及び設置場所については県ホームページをご覧ください。

URL (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaishi/cashless2.html>)

【審査手数料早見表】

業種数	経営規模等評価 総合評定値通知 手数料の合計	業種数	経営規模等評価 総合評定値通知 手数料の合計	業種数	経営規模等評価 総合評定値通知 手数料の合計
1	11,000円	11	36,000円	21	61,000円
2	13,500円	12	38,500円	22	63,500円
3	16,000円	13	41,000円	23	66,000円
4	18,500円	14	43,500円	24	68,500円
5	21,000円	15	46,000円	25	71,000円
6	23,500円	16	48,500円	26	73,500円
7	26,000円	17	51,000円	27	76,000円
8	28,500円	18	53,500円	28	78,500円
9	31,000円	19	56,000円	29	81,000円
10	33,500円	20	58,500円		

4. 審査手数料について

「宮城県収入証紙」または支払済証を収入証紙貼付用紙に貼付し、申請書に同封してください。

経営規模等評価手数料	8,100円+1業種につき2,300円
総合評定値通知手数料	400円+1業種につき200円

納入方法は、宮城県収入証紙による納入と窓口でのキャッシュレス決済の2種類です。キャッシュレス決済についての詳細は、県HPを御確認ください。

URL (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/cashless.html>)

【審査手数料早見表】

業種数	経営規模等評価 総合評定値通知 手数料の合計	業種数	経営規模等評価 総合評定値通知 手数料の合計	業種数	経営規模等評価 総合評定値通知 手数料の合計
1	11,000円	11	36,000円	21	61,000円
2	13,500円	12	38,500円	22	63,500円
3	16,000円	13	41,000円	23	66,000円
4	18,500円	14	43,500円	24	68,500円
5	21,000円	15	46,000円	25	71,000円
6	23,500円	16	48,500円	26	73,500円
7	26,000円	17	51,000円	27	76,000円
8	28,500円	18	53,500円	28	78,500円
9	31,000円	19	56,000円	29	81,000円
10	33,500円	20	58,500円		

II. 申請関係書類

1. 必ず提出するもの

- 提出書類チェックリスト
- 宮城県レシート（提出用）貼付用紙（前項記載の手数料分レシートを貼る）
- 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書（建設業法施行規則別記様式（以下「規則様式」という。）第25号の14）1枚目、2枚目（37～38ページ参照）
- 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一）（39ページ参照）
- その他の審査項目（社会性等）（別紙三）（41ページ参照）
- 技術職員名簿（別紙二）（58ページ参照）
- 経営状況分析結果通知書（規則様式第25号の13）【原本】
- 課税期間分の消費税及び地方消費税確定申告書第一表
- 消費税納税証明書（その1）【原本】

【免税事業者の場合】

当期事業年度が2期まで ⇒ 法人設立等届出書・事業開始等届出書
（県税事務所に提出したもの）

当期事業年度が3期以降 ⇒ 申告額の欄に「無」と記載された納税証明書（その1）

※ 税務署に「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出した場合は、当該届出書を確認書類とすることも可能です。

※ 直近3期中に免税期と課税期が混在する場合の規則様式第三号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」は、免税期は税込、課税期は税抜で記載する必要があります。

2. 必要があれば提出するもの

- 建設機械の保有状況一覧表（別表1）（57ページ参照）
- CPD単位算出補助表（42～43ページ参照）
- 技能者名簿（44ページ参照）
- 委任状（行政書士が代理申請する場合）（27～28ページ参照）
- 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書申請受付票（36ページ参照）
（代理人が複数件を一括して提出する場合は、1枚にまとめること）

II. 申請関係書類

1. 必ず提出するもの

- 提出書類チェックリスト
- 収入証紙貼付用紙
- 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書（建設業法施行規則別記様式（以下「規則様式」という。）第25号の14）1枚目、2枚目（37～38ページ参照）
- 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一）（39ページ参照）
- その他の審査項目（社会性等）（別紙三）（41ページ参照）
- 技術職員名簿（別紙二）（58ページ参照）
- 経営状況分析結果通知書（規則様式第25号の13）【原本】
- 課税期間分の消費税及び地方消費税確定申告書第一表
- 消費税納税証明書（その1）【原本】

【免税事業者の場合】

当期事業年度が2期まで ⇒ 法人設立等届出書・事業開始等届出書
（県税事務所に提出したもの）

当期事業年度が3期以降 ⇒ 申告額の欄に「無」と記載された納税証明書（その1）

※ 税務署に「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出した場合は、当該届出書を確認書類とすることも可能です。

※ 直近3期中に免税期と課税期が混在する場合の規則様式第三号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」は、免税期は税込、課税期は税抜で記載する必要があります。

2. 必要があれば提出するもの

- 建設機械の保有状況一覧表（別表1）（57ページ参照）
- CPD単位算出補助表（42～43ページ参照）
- 技能者名簿（44ページ参照）
- 委任状（行政書士が代理申請する場合）（27～28ページ参照）
- 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書申請受付票（36ページ参照）
（代理人が複数件を一括して提出する場合は、1枚にまとめること）

1. その他の審査項目（社会性等）（別紙三）関係

【41】 建設業退職金共済制度加入の有無

有：「1」 無：「2」

確認書類 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査申請用）

※ 当該事業年度に証紙の払出実績がないと証明書が発行されません。この場合は、「無」となります。

【42】 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

有：「1」 無：「2」

確認書類 下記のいずれか。

① 退職一時金制度への加入を証明する書面

（中小企業退職金共済制度、特定退職金共済団体制度、労働協約、就業規則（表紙・該当箇所）及び退職金規程）

※ 常時10人以上の労働者を使用する場合は、就業規則の表紙に労働基準監督署の受付印が必要です。

② 企業年金制度への加入を証明する書面

（厚生年金基金、確定拠出年金（企業型）、確定給付企業年金、適格退職年金の契約書又は協定書）

【43】 法定外労働災害補償制度加入の有無

有：「1」 無：「2」

【加算の対象となる法定外労働災害補償制度】

次の全ての要件を満たすことが必要です。確認書類の要件記載箇所を蛍光ペンでマーキングしてください。

- 1：業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること
- 2：下請負人の職員も補償対象としていること
- 3：死亡及び後遺障害等級1級から7級までを対象としていること

確認書類 法定外労働災害補償制度の保険証券、加入証明書、加入者証

※ 保険期間（補償期間）が審査基準日時点を含むことが必要です。保険期間と審査基準日の前後関係によっては、最新の保険証券等ではなく、前年の保険証券等が対象になる場合があります。

（主要な発行元）

（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、（一社）全国労働保険事務組合連合会、全日本火災共済協同組合連合会、その他損害取扱保険会社

【44】 若年技術職員の継続的な育成及び確保

該当：「1」 非該当：「2」

- ・ 技術職員のうち35歳未満の若年技術職員数の割合が15%以上の場合が「該当」になります。
- ・ 右表に技術職員数・若年技術職員数・若年技術職員数の割合を記入してください。

1. その他の審査項目（社会性等）（別紙三）関係

【41】 雇用保険加入の有無

有：「1」 無：「2」 適用除外：「3」

確認書類 下記のすべて

① 労働保険概算・確定保険料申告書または労働保険料等納入通知書

② 労働保険料等保険料領収書（口座振替結果のお知らせ・電子納付完了通知）

※ 指定された納付時期の申告書・納入通知書及び領収書が必要です。一括支払の場合はその領収書等を提出してください。

※ 還付金により支払額が0円であった場合には、申告書等の支払金額欄をマーカーしてください。

審査基準日	申告年度	納付時期
4月～ 6月	審査基準日の属する年度 例： 審査基準日 ㊦ 申告書の年度 R6/3/31 ㊦ R5年度	7月（第1期） 口座振替の場合：前年度の1月（第3期）
7月～ 9月	審査基準日 ㊦ 申告書の年度 R6/3/31 ㊦ R5年度	7月（第1期） 口座振替の場合：9月
10月～ 12月	R6/4/30 ㊦ R6年度	10月（第2期）
1月～ 3月		1月（第3期）

【42、43】 健康保険・厚生年金保険加入の有無

有：「1」 無：「2」 適用除外：「3」

確認書類 被保険者標準報酬決定通知書・標準報酬月額相当額決定のお知らせ

※ 被保険者整理番号を黒塗りしてください。

※ 技術職員名簿記載者、技能者名簿記載者、CPD単位算出補助表記載者、公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理試験合格者の常勤性の確認書類を兼ねますので、該当の氏名を蛍光ペンでマーキングしてください。

※ 技術職員が10人以上の場合は、該当者の技術職員名簿の通番を氏名の横に記入してください。

※ 審査基準日ごとに指定された年度の通知書を提出してください。

審査基準日	通知書の発行年度
4月～8月	現年度の通知書が 届いていれば ㊦ 現年度 届いていなければ ㊦ 前年度 (例：審査基準日 R5/4/30 ㊦ 令和4年度の通知書でも可)
9月～3月	現年度 (例：審査基準日 R6/3/31 ㊦ 令和5年度の通知書)

※ 「3. 適用除外」の場合

確認書類 下記のすべて

① 適用除外承認証（法人事業所の場合）

② 国民健康保険（組合）被保険者証

【45】 新規若年技術職員の育成及び確保

該当：「1」 非該当：「2」

- ・ 技術職員のうち新規に技術職員となった35歳未満の若年技術職員の割合が1%以上の場合が「該当」になります。
- ・ 右表に新規の若年技術職員数とその割合を記入してください。

【46】 CPD単位取得数・技術者数

- ・ 「CPD単位取得数」の欄にはCPD単位算出補助表（42～43ページ参照）の合計欄の単位数を記入し、「技術者数」の欄には、技術職員名簿に記載の技術者＋技術職員名簿に記載の無いCPD単位取得者の数を記入してください。CPD単位取得者がいない場合は技術職員名簿に記載の人数を記入してください。

確認書類 下記のすべて

- CPD単位算出補助表（42～43ページ参照）【宮城県ホームページからダウンロード】
- CPD単位取得者ごとの取得単位数を証明する書類
 - ※ 認定機関の証明のあるものに限ります。（画面ハードコピー等不可）
- 技術職員名簿記載者以外のCPD単位取得者の常勤性及び6か月超雇用の確認書類（25ページ参照）

【47】 技能レベル向上者数

- ・ 「技能レベル向上者数」の欄は、審査基準日以前3年間に技能レベルが1以上向上した技能者（例：レベル3→レベル4）の人数を記入してください。登録基幹技能者のように、初回評価でレベル4になった技能者も、評価日が審査基準日から3年前までであればレベル向上者に該当します。
- ・ 「技能者」は、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に氏名が記載される者です。ただし、監理技術者や主任技術者としての施工の監理に係る業務のみに従事する者は除きます。（技能者名簿に記載した技能者の数）
- ・ 「控除対象者」は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた技能者の人数です。

確認書類 下記のすべて

- 技能者名簿（様式第5号（改））（44ページ参照）【宮城県ホームページからダウンロード】
- 能力評価（レベル判定）結果通知書
 - ※ 認定機関の証明のあるものに限ります。（画面ハードコピー等不可）
 - ※ 前年と変更がない技能者は、省略できます。
- 技術職員名簿記載者以外の技能レベル向上者の常勤性及び6か月超雇用の確認書類（25ページ参照）

【44】 建設業退職金共済制度加入の有無

有：「1」 無：「2」

確認書類 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査申請用）

- ※ 当該事業年度に証紙の払出実績がないと証明書が発行されません。この場合は、「無」となります。

【45】 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

有：「1」 無：「2」

確認書類 下記のいずれか。

① 退職一時金制度への加入を証明する書面

（中小企業退職金共済制度、特定退職金共済団体制度、労働協約、就業規則（表紙・該当箇所）及び退職金規程）

- ※ 常時10人以上の労働者を使用する場合は、就業規則の表紙に労働基準監督署の受付印が必要です。

② 企業年金制度への加入を証明する書面

（厚生年金基金、確定拠出年金（企業型）、確定給付企業年金、適格退職年金の契約書又は協定書）

【46】 法定外労働災害補償制度加入の有無

有：「1」 無：「2」

【加点の対象となる法定外労働災害補償制度】

次の全ての要件を満たすことが必要です。確認書類の要件記載箇所を蛍光ペンでマーキングしてください。

- 1：業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること
- 2：下請負人の職員も補償対象としていること
- 3：死亡及び後遺障害等級1級から7級までを対象としていること

確認書類 法定外労働災害補償制度の保険証券、加入証明書、加入者証

- ※ 保険期間（補償期間）が審査基準日時点を含むことが必要です。保険期間と審査基準日の前後関係によっては、最新の保険証券等ではなく、前年の保険証券等が対象になる場合があります。（主要な発行元）
（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、（一社）全国労働保険事務組合連合会、全日本火災共済協同組合連合会、その他損害取扱保険会社

【47】 若年技術職員の継続的な育成及び確保

該当：「1」 非該当：「2」

- ・ 技術職員のうち35歳未満の若年技術職員数の割合が15%以上の場合が「該当」になります。
- ・ 右表に技術職員数・若年技術職員数・若年技術職員数の割合を記入してください。

【48】 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況

えるぼし認定（1段階目）：「1」 えるぼし認定（2段階目）：「2」 えるぼし認定（3段階目）：「3」
プラチナえるぼし認定：「4」 非該当：「5」

確認書類 えるぼし認定等の基準適合一般事業主認定通知書

【49】 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

くるみん認定：「1」 トライくるみん認定：「2」 プラチナくるみん認定：「3」 非該当：「4」

確認書類 くるみん認定等の基準適合一般事業主認定通知書

※ 通知書の通知日が審査基準日以前である必要があります。

【50】 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

ユースエール認定：「1」 非該当：「2」

確認書類 ユースエール認定の基準適合事業主認定通知書

※ 通知書の通知日が審査基準日以前である必要があります。

【51】 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

1：「全ての建設工事で実施」に該当 2：「全ての公共工事で実施」に該当 3：非該当

- ・ 審査基準日以前1年以内に変更契約を除く請負契約を直接締結した全ての建設工事又は全ての公共工事（軽微な工事や災害応急対策工事を除く）において、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）において現場契約情報の作成及び登録がなされていること及び、建設工事に従事する者がCCUSへの直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制を整備している場合に、様式第6号を提出することで加点となります。
- ・ なお、現場契約情報の作成及び登録については、請負契約締結後、建設工事の施工に従事する者の入場までに実施するようにしてください。

確認書類 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式第6号）（45ページ参照）

【52】 建設技能者を大切に企業自主宣言制度の宣言の有無

有：「1」 無：「2」

- ・ 審査基準日が宣言日以降であり、自主宣言制度において宣言した取組について、取組開始日以降行う又は行っている旨を誓約する場合に、様式第7号を提出することで加点となります。
- ・ なお、宣言の誓約書を提出し、審査において加点対象として申請しているにもかかわらず、自主宣言制度における取組開始日の到来後、宣言した取組を行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあります。

確認書類 「建設技能者を大切に企業自主宣言制度」に関する誓約書（様式第7号）（46ページ参照）

【48】 新規若年技術職員の育成及び確保

該当：「1」 非該当：「2」

- ・ 技術職員のうち新規に技術職員となった35歳未満の若年技術職員の割合が1%以上の場合が「該当」になります。
- ・ 右表に新規の若年技術職員数とその割合を記入してください。

【49】 CPD単位取得数・技術者数

- ・ 「CPD単位取得数」の欄にはCPD単位算出補助表（42～43ページ参照）の合計欄の単位数を記入し、「技術者数」の欄には、CPD単位算出補助表に記載の人数を記入してください。CPD単位取得者がいない場合は技術職員名簿に記載の人数を記入してください。

確認書類 下記のすべて

- ① CPD単位算出補助表（42～43ページ参照）【宮城県ホームページからダウンロード】
- ② CPD単位取得者ごとの取得単位数を証明する書類
 - ※ 認定機関の証明のあるものに限り（画面ハードコピー等不可）
- ③ 技術職員名簿記載者以外のCPD単位取得者の常勤性及び6か月超雇用の確認書類（25ページ参照）

【50】 技能レベル向上者数

- ・ 「技能レベル向上者数」の欄は、審査基準日以前3年間に技能レベルが1以上向上した技能者（例：レベル3→レベル4）の人数を記入してください。登録基幹技能者のように、初回評価でレベル4になった技能者も、評価日が審査基準日から3年前までであればレベル向上者に該当します。
- ・ 「技能者」は、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に氏名が記載される者です。ただし、監理技術者や主任技術者としての施工の監理に係る業務のみに従事する者は除きます。（技能者名簿に記載した技能者の数）
- ・ 「控除対象者」は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた技能者の人数です。

確認書類 下記のすべて

- ① 技能者名簿（様式第5号（改））（44ページ参照）【宮城県ホームページからダウンロード】
- ② 能力評価（レベル判定）結果通知書
 - ※ 認定機関の証明のあるものに限り（画面ハードコピー等不可）
 - ※ 前年と変更がない技能者は、省略できます。
- ③ 技術職員名簿記載者以外の技能レベル向上者の常勤性及び6か月超雇用の確認書類（25ページ参照）

【51】 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況

えるぼし認定（1段階目）：「1」 えるぼし認定（2段階目）：「2」 えるぼし認定（3段階目）：「3」
プラチナえるぼし認定：「4」 非該当：「5」

確認書類 えるぼし認定等の基準適合一般事業主認定通知書

※ 通知書の通知日が審査基準日以前である必要があります。

【53】 営業年数

- ・ 初めて建設業の許可又は登録を受けた日から審査基準日までの期間（年末演は切捨て）を記入してください。なお、休業等の期間は含みません。
- ・ 右欄の「初めて許可（登録）を受けた年月日」にその日付を記入してください。
- ・ 休業期間等がある場合には、その期間を「休業等期間」に記入してください。

【54】 民事再生法又は会社更生法の適用の有無

有：「1」 無：「2」

- ・ 平成23年4月1日以降に適用を受け、再生手続き終結の決定を受けていない場合は「有」を記入し、右欄の該当する欄に日付を記入してください。

確認書類 審査対象事業年度に再生手続開始又は更生手続開始の決定日を証明する書面
審査対象事業年度に再生手続終結又は更生手続終結の決定日を証明する書面

【55】 防災協定の締結の有無

有：「1」 無：「2」

【加算の対象となる防災協定の考え方】

建設業者が保有する技術力・資材を使って災害復旧等の活動を行うもの

- ・ 協定の実態が請負契約や期間委託契約であるもの、宅建業者、運送業者、測量・設計業者の経営資源を活用するもの、災害復旧に直接結びつかない物資供給を内容とするものは対象になりません。

確認書類 ㊦又は㊦+㊦

㊦ 防災協定締結団体加入証明書（47ページ参照）

㊦ 防災協定書

- ※ 防災協定締結団体加入証明書の証明年月日は審査基準日と同日であることが必要です。
- ※ 防災協定一覧（48～50ページ参照）に掲載されていない防災協定を締結している場合は、防災協定書を添付してください。
- ※ 申請者が単独で防災協定を締結している場合には、防災協定書を添付してください。

【56、57】 営業停止処分、指示処分の有無

有：「1」 無：「2」

- ・ 審査対象年における処分の有無を記入してください。

【52】 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

くるみん認定：「1」 トライくるみん認定：「2」 プラチナくるみん認定：「3」 非該当：「4」

確認書類 くるみん認定等の基準適合一般事業主認定通知書

- ※ 通知書の通知日が審査基準日以前である必要があります。

【53】 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

ユースエール認定：「1」 非該当：「2」

確認書類 ユースエール認定の基準適合事業主認定通知書

- ※ 通知書の通知日が審査基準日以前である必要があります。

【54】 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

1：「全ての建設工事で実施」に該当 2：「全ての公共工事で実施」に該当 3：非該当

- ・ 審査基準日以前1年以内に変更契約を除く請負契約を直接締結した全ての建設工事又は全ての公共工事（軽微な工事や災害応急対策工事を除く）において、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）において現場契約情報の作成及び登録がなされていること及び、建設工事に従事する者がCCUSへの直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制を整備している場合に、様式第6号を提出することで加算となります。
- ・ なお、現場契約情報の作成及び登録については、請負契約締結後、建設工事の施工に従事する者の入場までに実施するようにしてください。

確認書類 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び情報共有に関する同意書（様式第6号）（45ページ参照）

【55】 営業年数

- ・ 初めて建設業の許可又は登録を受けた日から審査基準日までの期間（年末演は切捨て）を記入してください。なお、休業等の期間は含みません。
- ・ 右欄の「初めて許可（登録）を受けた年月日」にその日付を記入してください。
- ・ 休業期間等がある場合には、その期間を「休業等期間」に記入してください。

【56】 民事再生法又は会社更生法の適用の有無

有：「1」 無：「2」

- ・ 平成23年4月1日以降に適用を受け、再生手続き終結の決定を受けていない場合は「有」を記入し、右欄の該当する欄に日付を記入してください。

確認書類 審査対象事業年度に再生手続開始又は更生手続開始の決定日を証明する書面
審査対象事業年度に再生手続終結又は更生手続終結の決定日を証明する書面

【58】 監査の受審状況

・選択肢ごとに確認書類が異なります。

	確認書類
会計監査人の設置：「1」	① 登記事項証明書 ② 有価証券報告書又は監査報告書
会計参与の設置：「2」	① 登記事項証明書 ② 会計参与報告書 ※ 「監査役設置会社」では加点対象になりません。
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出：「3」	経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号） （51～56ページ参照） ※ 項番【61】の該当者（申請者に常時雇用される職員）が自署したものがが必要です。社外の有資格者の監査を受けている場合は加点対象になりません。
無：「4」	なし。

【59、60】 公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理試験合格者等の数

- ・各資格の講習受講から5年後の年度末を経過していない場合に加点されます。
- ・常時雇用される職員であることが必要です。

確認書類 下記の全て

- ① 【59】 公認会計士、会計士補、税理士、1級登録経理試験合格証書又は登録証
【60】 2級登録経理試験の合格証書又は登録証
- ② 【59】 公認会計士、会計士補、税理士、1級登録経理の講習修了証
【60】 2級登録経理の講習修了証
- ③ 被保険者標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額通知書
※ 審査基準日が④の合格から5年経過した日が属する年度の3月31日を経過するまでの場合は、④のみで加点対象となります。5年経過後は、④の講習修了から5年以内である必要があります。
※ ④は該当者を蛍光ペンでマーキングしてください。
※ 前年と変更がない場合であっても、確認書類の添付が必要です。

【61】 研究開発費

- ・項番【60】が会計監査人の設置：「1」の場合に限り、加点対象となります。
- ・該当する場合は、金額を記入してください。それ以外は「0」を記入してください。

確認書類 注記表（規則様式第17号の2）又は有価証券報告書

【57】 防災協定の締結の有無

有：「1」 無：「2」

【加点の対象となる防災協定の考え方】

建設業者が保有する技術力・資材を使って災害復旧等の活動を行うもの

- 協定の実態が請負契約や期間委託契約であるもの、宅建業者、運送業者、測量・設計業者の経営資源を活用するもの。災害復旧に直接結びつかない物資供給を内容とするものは対象になりません。

確認書類 ①又は②+③

- ① 防災協定締結団体加入証明書（47ページ参照）
- ② 防災協定書
※ 防災協定締結団体加入証明書の証明年月日は審査基準日と同日であることが必要です。
※ 防災協定一覧（48～50ページ参照）に掲載されていない防災協定を締結している場合は、防災協定書を添付してください。
※ 申請者が単独で防災協定を締結している場合には、防災協定書を添付してください。

【58、59】 営業停止処分、指示処分の有無

有：「1」 無：「2」

- ・審査対象年における処分の有無を記入してください。

【60】 監査の受審状況

・選択肢ごとに確認書類が異なります。

	確認書類
会計監査人の設置：「1」	① 登記事項証明書 ② 有価証券報告書又は監査報告書
会計参与の設置：「2」	① 登記事項証明書 ② 会計参与報告書 ※ 「監査役設置会社」では加点対象になりません。
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出：「3」	経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号） （51～56ページ参照） ※ 項番【61】の該当者（申請者に常時雇用される職員）が自署したものがが必要です。社外の有資格者の監査を受けている場合は加点対象になりません。
無：「4」	なし。

【62】 建設機械の所有及びリース台数

確認書類 ①②は必須、③④は該当する場合。

① 建設機械の保有状況一覧表（57ページ参照）

② 建設機械売買契約書等の建設機械の保有及び取得日が確認できるもの

（前年申請から新規に追加する機械がある場合）

③ リース契約書（リース契約を締結している場合）

④ 建設機械自主点検表、移動式クレーン検査証、自動車検査証

※ 自主検査点検表は、検査年月日が審査基準日前1年間のものに限り、毎年提出が必要です。審査の時期によっては、最新の点検表・検査証ではなく、1年前のものが対象になる場合があります。なお、購入から1年以内の場合は、④のみ確認します。

※ リース契約の場合は、審査基準日から1年7か月以上のリース契約期間が定められている場合に限り、ます。

⑤ 評価対象となるリース契約の例（審査基準日が令和5年3月31日の場合）

※ リース期間に、経営事項審査の有効期間が含まれているため、評価対象となります。



⑥ 評価対象とならないリース契約の例（審査基準日が令和5年3月31日の場合）

※ リース期間に、経営事項審査の有効期間が含まれていないため、評価対象なりません。



【61、62】 公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理試験合格者等の数

- ・ 各資格の講習受講から5年後の年度末を経過していない場合に加点されます。
- ・ 常時雇用される職員であることが必要です。

確認書類 下記の全て

① 【61】 公認会計士、会計士補、税理士、1級登録経理試験合格証書又は登録証

【62】 2級登録経理試験の合格証書又は登録証

② 【61】 公認会計士、会計士補、税理士、1級登録経理の講習修了証

【62】 2級登録経理の講習修了証

③ 被保険者標準報酬決定通知書（【42】で添付）又は住民税特別徴収税額通知書

- ※ 審査基準日が④の合格から5年経過した日が属する年度の3月31日を経過するまでの場合は、④のみで加点対象となります。5年経過後は、④の講習修了日から5年以内である必要があります。
- ※ なお、審査基準日が令和5年3月31日以前の場合は、講習を修了していなくても、試験合格だけで加点対象になります。

※ ④は該当者を蛍光ペンでマーキングしてください。

※ 前年と変更がない場合であっても、確認書類の添付が必要です。

【63】 研究開発費

- ・ 項番【60】が会計監査人の設置：「1」の場合に限り、加点対象となります。
- ・ 該当する場合は、金額を記入してください。それ以外は「0」を記入してください。

確認書類 注記表（規則様式第17号の2）又は有価証券報告書

【加点対象の建設機械と確認書類】

ショベル系掘削機 (ショベル、バックホウ、ドブクリン、クラムシェル、クレーン又はバックリフター等の7台を有するもの)	特定自主検査記録表 (機械の型式及び検査年月日が表示されている箇所)
ブルドーザー (自重が3t以上)	
トラクターショベル (バケット容量が0.4m ³ 以上)	
モーターグレーダー (自重が5t以上)	
不整地運搬車	特定自主検査記録表 (機械の型式及び検査年月日が表示されている箇所)
締固め用機械 (ロータリー(ハブ)及びローラー含む)、タイマー、振動ローラー ※コンパクタ、ランマー等の自走能力がない特定自主検査の対象ではない機械は対象外。	
解体用機械 (ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機) ※解体用アタッチメント単体では加点対象とならない。 ※ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させる場合で、複数の特定自主検査記録表に同一のベースマシンが記載されている場合には、重複して加点しない。	移動式クレーン検査証
高所作業車 (作業床の高さ2m以上)	
移動式クレーン (つり上げ荷重3t以上)	自動車検査証
ダンプ車 (ダンプトラック、ダンプセミトラ含む) ※【建】マークが無い場合も加点対象。ただし、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は対象外。	
アスファルト・フィニッシャー	

【63】 エコアクション21の認証の有無

有:「1」 無:「2」

- ・「段階的認定」又は「サイト認証」であって、認証の範囲に建設業が含まれない場合や、一部の支店等に限られている場合には、加点対象となりません。

確認書類 一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」

- ※ 審査基準日が有効期間内に含まれている必要があります。

【64】 建設機械の所有及びリース台数

確認書類 ◎◎は必須、◎は該当する場合。

- ◎ 建設機械の保有状況一覧表 (57ページ参照)
- ◎ 建設機械売買契約書等の建設機械の保有及び取得日が確認できるもの
(前年申請から新規に追加する機械がある場合)
- ◎ リース契約書 (リース契約を締結している場合)
- ◎ 建設機械自主点検表、移動式クレーン検査証、自動車検査証
- ※ 自主検査点検表は、検査年月日が審査基準日前1年間のものに限り、毎年提出が必要です。審査の時期によっては、最新の点検表・検査証ではなく、1年前のものが対象になる場合があります。なお、購入から1年以内の場合は、◎のみ確認します。
- ※ リース契約の場合は、審査基準日から1年7か月以上のリース契約期間が定められている場合に限ります。

◎ 評価対象となるリース契約の例(審査基準日が令和5年3月31日の場合)

- ※ リース期間に、経営事項審査の有効期間が含まれているため、評価対象となります。



◎ 評価対象とならないリース契約の例(審査基準日が令和5年3月31日の場合)

- ※ リース期間に、経営事項審査の有効期間が含まれていないため、評価対象なりません。



【64、65】 ISO9001、14001の登録の有無

- 登録範囲に「建設業」が含まれ、建設業法上の営業所が全て含まれている必要があります。

確認書類 ISO認証登録証明書

【加対象の建設機械と確認書類】

ショベル系掘削機 (ショベル、バックホウ、トラクタイン、クランショベル、クレーン又はバックトラクターの7台以上を有するもの)	特定自主検査記録表 (機械の型式及び検査年月日が表示されている箇所)
ブルドーザー (自重が3t以上)	
トラクターショベル (バケット容量が0.4m ³ 以上)	
モーターグレーダー (自重が5t以上)	
締固め用機械 (ロードローラー(バッドタイプローラー含む)、タイヤローラー、振動ローラー) ※ コンパクタ、リマー等の自走能力がない特定自主検査の対象ではない機械は対象外。	移動式クレーン検査証
解体用機械 (ブレイカー、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機) ※ ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させる場合で、複数の特定自主検査記録表に同一のベースマシンが記載されている場合には、重複して加算しない。	
高所作業車 (作業床の高さ2m以上)	
移動式クレーン (つり上げ荷重3t以上)	自動車検査証
ダンプ車 (ダンプフルトラ、ダンプセミトラ含む) ※ 【建】マークが無い場合も加算対象。ただし、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は対象外。	

【65】 エコアクション21の認証の有無

有:「1」 無:「2」

- 「段階的認定」又は「サイト認証」であって、認証の範囲に建設業が含まれない場合や、一部の支店等に限られている場合には、加算対象となりません。

確認書類 一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」

- ※ 審査基準日が有効期間内に含まれている必要があります。

【66、67】 ISO9001、14001の登録の有無

- 登録範囲に「建設業」が含まれ、建設業法上の営業所が全て含まれている必要があります。

確認書類 ISO認証登録証明書

確認書類

① 保有する資格を証明する書面（別表【資格証明書一覧】（26ページ参照））

- ※ 前年申請から変更がある者、新規に掲載する者について提出してください。
- ※ 前年から変更がない場合は提出を省略できます。

ただし、監理技術者証と監理技術者講習修了証、基幹技術者講習修了証は省略できません。

② 常勤性を証明するもの（下記のいずれか）

・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

- ※ 該当者を蛍光ペンでマーキングしてください。
- ※ 技術職員が10人以上の場合は、該当者の技術職員名簿の通番を氏名の横に記入してください。
- ※ 審査基準日ごとに指定された年度の通知書を提出してください。

審査基準日	通知書の発行年度
4月～8月	現年度の通知書が 届いていれば □ 現年度 届いていなければ □ 前年度 （例：審査基準日R8/4/30□令和7年度の通知書でも可）
9月～3月	現年度 （例：審査基準日R8/3/31□令和7年度の通知書）

・ 厚生年金保険70歳以上被用者 標準報酬月額相当額決定のお知らせ

・ 住民税の特別徴収に係る届け出又は役員給与等の内訳書

- ※ 健康保険・厚生年金未加入者について、提出してください。

③ 6か月超の雇用期間を証明するもの（下記のいずれか）

- ※ 新規に掲載する者について提出してください。前年から変更がない技術者は不要です。

・ 資格情報のお知らせ（マイナ保険証をお持ちの方）

・ 資格確認書（マイナ保険証をお持ちでない方）

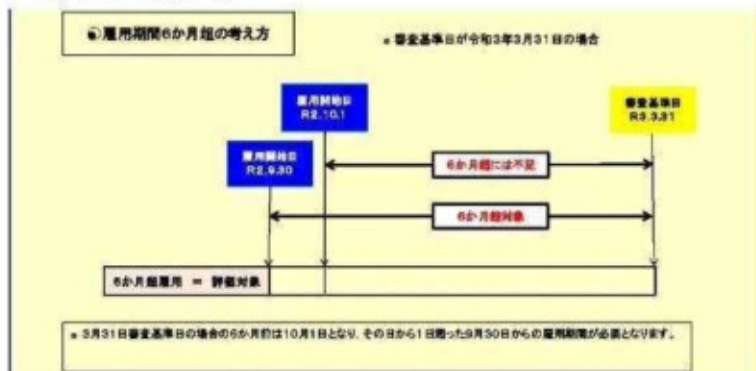
・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

・ 役員給与等の内訳書又は賃金台帳及び出勤簿を審査基準日を含む7か月分

・ 所属企業の雇用証明書の写し（任意様式）

④ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（65ページ参照）、就業規則又は労働協約

- ※ 対象者がいる場合のみ。



確認書類

① 保有する資格を証明する書面（別表【資格証明書一覧】（26ページ参照））

- ※ 前年申請から変更がある者、新規に掲載する者について提出してください。
- ※ 前年から変更がない場合は提出を省略できます。

ただし、監理技術者証と監理技術者講習修了証、基幹技術者講習修了証は省略できません。

② 常勤性を証明するもの（下記のいずれか）

・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（[42]で添付）

- ※ 該当者を蛍光ペンでマーキングしてください。
- ※ 技術職員が10人以上の場合は、該当者の技術職員名簿の通番を氏名の横に記入してください。
- ・ 厚生年金保険70歳以上被用者 標準報酬月額相当額決定のお知らせ
- ・ 住民税の特別徴収に係る届け出又は役員給与等の内訳書

※ 健康保険・厚生年金未加入者について、提出してください。

③ 6か月超の雇用期間を証明するもの（下記のいずれか）

- ※ 新規に掲載する者について提出してください。前年から変更がない技術者は不要です。

・ 健康保険被保険者証（記号・番号・保険者番号を黒塗り）

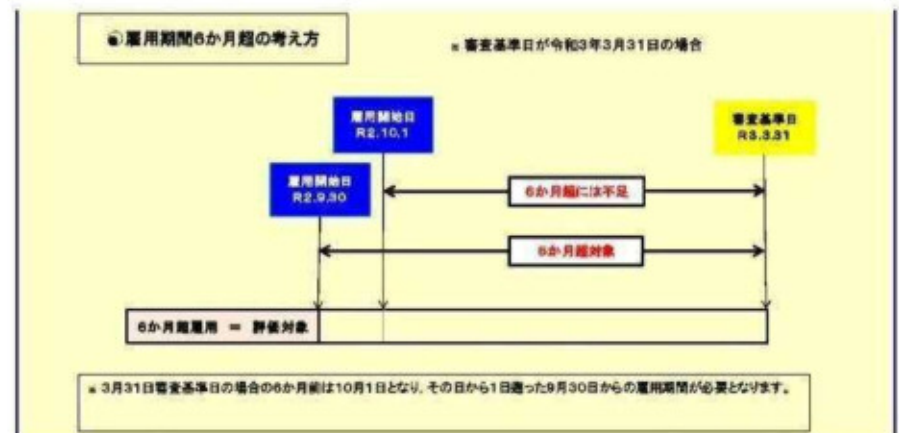
・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

・ 役員給与等の内訳書又は賃金台帳及び出勤簿を審査基準日を含む7か月分

・ 所属企業の雇用証明書の写し（任意様式）

④ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（65ページ参照）、就業規則又は労働協約

- ※ 対象者がいる場合のみ。



III. 行政書士による代理申請について

1 委任状の提出

- ① 委任状は各建設業者の申請ごとに作成し、委任状の日付は申請の日から3か月以内のものとする
こと。
- ② 委任の範囲は具体的に記載すること。
- ③ 委任状には行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載すること。

2 申請者の記載

- ① 申請者の欄は、証明書等を除き、行政書士の記名押印で可とする。
その際、上段に申請者名（法人である場合には法人名及び代表者名）を必ず記載すること（申請者の押印は不要）。様式ごとの可否は下記のとおり。
＜代理人の記名押印で可なもの＞
 - ・ 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書〔規則様式第25号の14〕の申請者欄
＜代理人の記名押印は不可なもの＞
 - ・ 経営規模等評価申請手数料及び総合評定値請求手数料
 - ・ **宮城県経営事項審査手数料レシート貼付用紙**の申請者欄
※ 経営状況分析申請の代理申請等の取扱いについては、各登録経営状況分析機関にお問い合わせください。
- ② 申請書の申請事務担当者の欄には、当該代理申請を行った行政書士の連絡先を必ず記載すること。

3 経営規模等評価結果・総合評定値通知書の発送

申請代理人が経営規模等評価結果・総合評定値通知書の受領を委任されている場合には、当該申請代理人宛てに送付しますので、申請受付時に**返信用封筒（申請代理人の宛名及び裏面に申請する全ての申請者名（建設業者名）及び許可番号を記載）**を添付してください。
なお、封筒のサイズが長3の場合は切手の貼付は不要ですが、長3以外の封筒を添付される場合は、切手を貼付してください。

4 その他

行政書士が申請を代行する場合、申請者欄には申請者名（法人である場合には法人名及び代表者名）のみを記名してください。また、行政書士が代行及び書類作成も行った場合は、行政書士法施行規則第9条第2項の規定により、申請書の欄外に、書類作成者として行政書士名を記名して職印を押してください。この場合、委任状の提出は要しませんが、自ら申請代理人として申請書類の訂正等を行うことはできません。

III. 行政書士による代理申請について

1 委任状の提出

- ① 委任状は各建設業者の申請ごとに作成し、委任状の日付は申請の日から3か月以内のものとする
こと。
- ② 委任の範囲は具体的に記載すること。
- ③ 委任状には行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載すること。

2 申請者の記載

- ① 申請者の欄は、証明書等を除き、行政書士の記名押印で可とする。
その際、上段に申請者名（法人である場合には法人名及び代表者名）を必ず記載すること（申請者の押印は不要）。様式ごとの可否は下記のとおり。
＜代理人の記名押印で可なもの＞
 - ・ 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書〔規則様式第25号の14〕の申請者欄
＜代理人の記名押印は不可なもの＞
 - ・ 経営規模等評価申請手数料及び総合評定値請求手数料
 - ・ **宮城県収入証紙貼付用紙**の申請者欄
※ 経営状況分析申請の代理申請等の取扱いについては、各登録経営状況分析機関にお問い合わせください。
- ② 申請書の申請事務担当者の欄には、当該代理申請を行った行政書士の連絡先を必ず記載すること。

3 経営規模等評価結果・総合評定値通知書の発送

申請代理人が経営規模等評価結果・総合評定値通知書の受領を委任されている場合には、当該申請代理人宛てに送付しますので、申請受付時に**返信用封筒（申請代理人の宛名及び裏面に申請する全ての申請者名（建設業者名）及び許可番号を記載）**を添付してください。
なお、封筒のサイズが長3の場合は切手の貼付は不要ですが、長3以外の封筒を添付される場合は、切手を貼付してください。

4 その他

行政書士が申請を代行する場合、申請者欄には申請者名（法人である場合には法人名及び代表者名）のみを記名してください。また、行政書士が代行及び書類作成も行った場合は、行政書士法施行規則第9条第2項の規定により、申請書の欄外に、書類作成者として行政書士名を記名して職印を押してください。この場合、委任状の提出は要しませんが、自ら申請代理人として申請書類の訂正等を行うことはできません。

経営規模等評価申請書／総合評定値請求書 提出書類チェックリスト

許可番号 04-	許可業者名
担当者氏名	電話番号
F A X	e-mail

- 結果通知書の受取方法 ☐ 代理人行政書士宛て郵送
(送付先と会社名・許可番号を記載した長 3 封筒同封)
- ☐ 結果通知当日に県庁受け取り
(指定しない場合又は返信用封筒の同封がない場合は申請者宛て郵送します。)

提出書類には✔又は■を、提出しない書類には×を付け、提出書類に同封してください。
提出書類は、本チェックリストの順に並べて提出してください。

【申請関係書類】

- ☐ 経営事項審査手数料レシート（提出用）貼付用紙
- ☐ 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書申請受付票
※ 受付票の返送を希望する場合のみ。代理人が複数件申請する場合は、建設業者ごとに1枚作成すること。
- ☐ 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書（規則様式第 2 5 号の 1 4）1 枚目
- ☐ 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書（規則様式第 2 5 号の 1 4）2 枚目
- ☐ 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一）
- ☐ その他の審査項目（社会性等）（別紙三）
- ☐ 技術職員名簿（別紙二）
- ☐ C P D 単位算出補助表
- ☐ 技能者名簿（様式第 5 号（改））
- ☐ 建設機械の保有状況一覧表（別表 1）
- ☐ 経営状況分析結果通知書（規則様式第 2 5 号の 1 3）【原本】
- ☐ 課税期間分の消費税及び地方消費税確定申告書第一表
- ☐ 消費税納税証明書（その 1）【原本】
- ☐ 委任状（行政書士が代理申請する場合）

経営規模等評価申請書／総合評定値請求書 提出書類チェックリスト

許可番号 04-	許可業者名
担当者氏名	電話番号
F A X	e-mail

- 結果通知書の受取方法 ☐ 代理人行政書士宛て郵送
(送付先と会社名・許可番号を記載した長 3 封筒同封)
- ☐ 結果通知当日に県庁受け取り
(指定しない場合又は返信用封筒の同封がない場合は申請者宛て郵送します。)

提出書類には✔又は■を、提出しない書類には×を付け、提出書類に同封してください。
提出書類は、本チェックリストの順に並べて提出してください。

【申請関係書類】

- ☐ 収入証紙貼付用紙
- ☐ 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書申請受付票
※ 受付票の返送を希望する場合のみ。代理人が複数件申請する場合は、建設業者ごとに1枚作成すること。
- ☐ 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書（規則様式第 2 5 号の 1 4）1 枚目
- ☐ 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書（規則様式第 2 5 号の 1 4）2 枚目
- ☐ 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一）
- ☐ その他の審査項目（社会性等）（別紙三）
- ☐ 技術職員名簿（別紙二）
- ☐ C P D 単位算出補助表
- ☐ 技能者名簿（様式第 5 号（改））
- ☐ 建設機械の保有状況一覧表（別表 1）
- ☐ 経営状況分析結果通知書（規則様式第 2 5 号の 1 3）【原本】
- ☐ 課税期間分の消費税及び地方消費税確定申告書第一表
- ☐ 消費税納税証明書（その 1）【原本】
- ☐ 委任状（行政書士が代理申請する場合）

【確認書類】（全て【写し】を提出）

1 工事種類別（元請）完成工事高

☐ 直前3年の各事業年度における工事施工金額（経営事項審査用）

※ 申請業種にプレストレストコンクリート構造物工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事を含む場合のみ。

2 その他の審査項目（社会性等）（別紙3）

項番41

☐ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査申請用）

項番42

- ☐ 退職一時金制度への加入を証明する書面（中小企業退職金共済制度、特定退職金共済団体制度等又は労働協約、就業規則（表紙・該当箇所）及び退職金規程）
- ☐ 企業年金制度への加入を証明する書面（厚生年金基金、確定拠出年金（企業型）、確定給付企業年金等）

項番43

☐ 法定外労働災害補償制度の保険証券等

※ a 1～7等級別補償、e 通勤災害補償、g 下請事業者含めて補償の3点記載箇所を蛍光ペンでマーキングすること

項番48

☐ えるぼし認定、プラチナえるぼし認定の基準適合一般事業主認定通知書

項番49

☐ くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定の基準適合一般事業主認定通知書

項番50

☐ ユースエール認定の基準適合事業主認定通知書

項番51

☐ 建設工事に従事する者の就業履歴を管理するために必要な措置を実施した旨の誓約書（様式第6号）

項番52

☐ 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度に関する誓約書（様式第7号）

【確認書類】（全て【写し】を提出）

1 工事種類別（元請）完成工事高

☐ 直前3年の各事業年度における工事施工金額（経営事項審査用）

※ 申請業種にプレストレストコンクリート構造物工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事を含む場合のみ。

2 その他の審査項目（社会性等）（別紙3）

項番41

- ☐ 労働保険証書・確定保険料申告書（雇用保険） または 労働保険料等納入通知書（雇用保険）
- ☐ 労働保険料等保険料領収書（指定された時期の領収印があるもの）または引落しの通知等

項番42

☐ 被保険者標準報酬決定通知書（被保険者整理番号をマスキング）

※ 技術職員を簿記載者、技能者を簿記載者、公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理試験合格者の氏名を蛍光ペンでマーキングすること

【3.適用除外】の場合

- ☐ 適用除外承認証（法人事業所の場合）
- ☐ 国民健康保険（組合）被保険者証

項番44

☐ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査申請用）

項番45

- ☐ 退職一時金制度への加入を証明する書面（中小企業退職金共済制度、特定退職金共済団体制度等又は労働協約、就業規則（表紙・該当箇所）及び退職金規程）
- ☐ 企業年金制度への加入を証明する書面（厚生年金基金、確定拠出年金（企業型）、確定給付企業年金等）

項番46

☐ 法定外労働災害補償制度の保険証券等

※ a 1～7等級別補償、e 通勤災害補償、g 下請事業者含めて補償の3点記載箇所を蛍光ペンでマーキングすること

項番51

☐ えるぼし認定、プラチナえるぼし認定の基準適合一般事業主認定通知書

項番52

☐ くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定の基準適合一般事業主認定通知書

項番53

☐ ユースエール認定の基準適合事業主認定通知書

項番54

☐ 建設工事に従事する者の就業履歴を管理するために必要な措置を実施した旨の誓約書（様式第6号）

項番 5 5

- ☐ 防災協定締結団体加入証明書（審査基準日を明記したもの）
- ☐ 防災協定書（手引きの防災協定一覧に記載が無い場合）

項番 5 8

- 【1. 会計監査人の設置】【2. 会計参与の設置】の場合
- ☐ 登記事項証明書
- ☐ 有価証券報告書、監査報告書又は会計参与報告書
- 【3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出】の場合
- ☐ 経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）

項番 5 9、6 0

- ☐ 公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理試験の合格証書又は登録証
- ☐ 公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理の講習修了証
- ☐ 被保険者標準報酬決定通知書

項番 6 2

- ☐ 建設機械リース契約書 ※ リースにより建設機械を所持している場合
- ☐ 建設機械売買契約書 ※ 前年申請から変更（追加）がある場合
- ☐ 建設機械自主点検表（機械の型式及び検査年月日が表示されている箇所）、移動式クレーン検査証、自動車検査証

項番 6 3・6 4・6 5

- ☐ エコアクション21の認定・登録証
- ☐ ISO認証登録証明書

3 技術職員名簿・技能者名簿

★毎年提出

- ☐ 監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、登録基幹技能者講習修了証
- ☐ 被保険者標準報酬決定通知書
- ☐ 健康保険非加入者の常勤性を証明するもの（住民税の特別徴収に係る届出書、役員給与等の内訳書等）
- ☐ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号）、就業規則又は労働協約

★前年から変更・追加となった技術者・資格について提出

- ☐ 保有する資格を証明する書面（合格証明書、講習修了証、卒業証明書（学歴要件による場合））
- ☐ 実務経験証明書（規則様式第9号）
- ☐ 資格情報のお知らせ又は資格確認書の写し（個人番号・記号をマスキング）
又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ☐ 住民税特別徴収に係る届出書、役員給与等の内訳書等常勤性及び6か月超の雇用期間を証明するもの
※ 役員かつ75歳以上の技術職員等、健康保険・雇用保険による証明ができない場合

★該当者がいる場合に提出

- ☐ C P D単位取得者の取得単位数を証明する書類 ※ 認定機関の証明に限る（画面ハードコピー等不可）
- ☐ 能力評価（レベル判定）結果通知書 ※ 認定機関の証明に限る（画面ハードコピー等不可）

項番 5 8

- ☐ 防災協定締結団体加入証明書（審査基準日を明記したもの）
- ☐ 防災協定書（手引きの防災協定一覧に記載が無い場合）

項番 6 0

- 【1. 会計監査人の設置】【2. 会計参与の設置】の場合
- ☐ 登記事項証明書
- ☐ 有価証券報告書、監査報告書又は会計参与報告書
- 【3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出】の場合
- ☐ 経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）

項番 6 1、6 2

- ☐ 公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理試験の合格証書又は登録証
- ☐ 公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理の講習修了証
- ☐ 被保険者標準報酬決定通知書（項番42で添付）

項番 6 4

- ☐ 建設機械リース契約書 ※ リースにより建設機械を所持している場合
- ☐ 建設機械売買契約書 ※ 前年申請から変更（追加）がある場合
- ☐ 建設機械自主点検表（機械の型式及び検査年月日が表示されている箇所）、移動式クレーン検査証、自動車検査証

項番 6 5・6 6・6 7

- ☐ エコアクション21の認定・登録証
- ☐ ISO認証登録証明書

3 技術職員名簿・技能者名簿

★毎年提出

- ☐ 監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、登録基幹技能者講習修了証
- ☐ 被保険者標準報酬決定通知書（項番42で添付）
- ☐ 健康保険非加入者の常勤性を証明するもの（住民税の特別徴収に係る届出書、役員給与等の内訳書等）
- ☐ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号）、就業規則又は労働協約

★前年から変更・追加となった技術者・資格について提出

- ☐ 保有する資格を証明する書面（合格証明書、講習修了証、卒業証明書（学歴要件による場合））
- ☐ 実務経験証明書（規則様式第9号）
- ☐ 健康保険証の写し（記号・番号・保険者番号をマスキング）又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ☐ 住民税特別徴収に係る届出書、役員給与等の内訳書等常勤性及び6か月超の雇用期間を証明するもの
※ 役員かつ75歳以上の技術職員等、健康保険・雇用保険による証明ができない場合

★該当者がいる場合に提出

- ☐ C P D単位取得者の取得単位数を証明する書類 ※ 認定機関の証明に限る（画面ハードコピー等不可）
- ☐ 能力評価（レベル判定）結果通知書 ※ 認定機関の証明に限る（画面ハードコピー等不可）

提出前に必ず確認してください！

- ☐ 電子申請フォーム（Logoフォーム）より審査日を予約済みですか？
（許可番号や連絡先等に誤りがないか確認してください。）
- ☐ 工事種類別（元請）完成工事高の【項番34】審査対象事業年度・完成工事高の合計に記載の額が、課税期間分の消費税及び地方消費税確定申告書の①課税標準の額を超えていませんか？
※ 建設業の売上である完成工事高が、兼業の事業収入を含む課税標準額を超えることは原則ありません。
※ 完成工事高が、課税標準額を超える場合は、その旨を説明する資料（体裁は問いません。）が必要です。
（工事進行基準を採用しており、出来高分の課税を完成後に一括して申告する場合や、JVからの協定給与を不課税処理とするなど。）
- ☐ 消費税の確定申告書の第1表を添付していますか？
（消費税の確定申告書の第二表や、法人税の確定申告書を添付していませんか？）
- ☐ 法定外労働災害の保険証券等には下記の内容が記載されていますか？
 - ☐ 通勤災害も対象としていること
 - ☐ 下請負人の職員も補償対象としていること
 - ☐ 死亡及び後遺障害等級1級から7級までを対象としていること
- ☐ 防災協定の加入証明書に記載の期日が審査基準日と一致していますか？
- ☐ 公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理の合格証は添付しましたか？
- ☐ 公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理の講習修了証は添付しましたか？
（修了証はR5、3、31までは省略可）
- ☐ 上記対象者の標準報酬決定通知書は添付しましたか？
（上記3点は前回から変更無くても添付が必要です。）
- ☐ 監理技術者資格者証は全員分添付しましたか？（前回から変更無しでも添付が必要です。）
- ☐ 監理技術者資格者証の交付年月日、講習受講年月日は、審査基準日以前の日付ですか？
- ☐ 監理技術者資格者証、講習受講修了証は審査基準日時点で有効期限内ですか？
（新しすぎたり、古すぎる監理技術者資格者証を添付していませんか？）
- ☐ 建設機械の特定自主検査実施年月日は、審査基準日以前の日付ですか？
（審査基準日以降の（新しすぎる）特定自主検査記録表を添付していませんか？）

4/5 ページ

最後に、このチェックリストの同封も忘れずに！

提出前に必ず確認してください！

- ☐ 申込票はメールで送付済みですか？（許可番号等に誤りがないか確認してください。）
- ☐ 工事種類別（元請）完成工事高の【項番34】審査対象事業年度・完成工事高の合計に記載の額が、課税期間分の消費税及び地方消費税確定申告書の①課税標準の額を超えていませんか？
※ 建設業の売上である完成工事高が、兼業の事業収入を含む課税標準額を超えることは原則ありません。
※ 完成工事高が、課税標準額を超える場合は、その旨を説明する資料（体裁は問いません。）が必要です。
（工事進行基準を採用しており、出来高分の課税を完成後に一括して申告する場合や、JVからの協定給与を不課税処理とするなど。）
- ☐ 指定された時期の雇用保険の領収書を添付していますか？
（例）審査基準日 3月31日 ※ 1月31日引落し分の通知
- ☐ 消費税の確定申告書の第1表を添付していますか？
（消費税の確定申告書の第二表や、法人税の確定申告書を添付していませんか？）
- ☐ 法定外労働災害の保険証券等には下記の内容が記載されていますか？
 - ☐ 通勤災害も対象としていること
 - ☐ 下請負人の職員も補償対象としていること
 - ☐ 死亡及び後遺障害等級1級から7級までを対象としていること
- ☐ 防災協定の加入証明書に記載の期日が審査基準日と一致していますか？
- ☐ 公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理の合格証は添付しましたか？
- ☐ 公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理の講習修了証は添付しましたか？
（修了証はR5、3、31までは省略可）
- ☐ 上記対象者の標準報酬決定通知書は添付しましたか？
（上記3点は前回から変更無くても添付が必要です。）
- ☐ 監理技術者資格者証は全員分添付しましたか？（前回から変更無しでも添付が必要です。）
- ☐ 監理技術者資格者証の交付年月日、講習受講年月日は、審査基準日以前の日付ですか？
- ☐ 監理技術者資格者証、講習受講修了証は審査基準日時点で有効期限内ですか？
（新しすぎたり、古すぎる監理技術者資格者証を添付していませんか？）
- ☐ 建設機械の特定自主検査実施年月日は、審査基準日以前の日付ですか？
（審査基準日以降の（新しすぎる）特定自主検査記録表を添付していませんか？）

4/5 ページ

最後に、このチェックリストの同封も忘れずに！

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

建設業活動資金貸付制度加入の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

活動一時金制度若しくは企業年金制度加入の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

海外労働者受入れ制度加入の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

若年技術職員の継続的な育成及び確保 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

新卒若年技術職員の育成及び確保 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

CPI単位取得数 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

技能者名簿に記載されている人数 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

技能者名簿で「レベル向上」が記載されている人数 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

女性労働者に対する研修の機会に関する取組の状況 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

若年技術職員の継続的な育成及び確保 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

建設工事に従事する者の就業履歴を管理するために必要な装置の設置状況 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

建設技術者を大切に育てる企業文化の醸成状況 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

建設業の営業継続の状況

営業年度 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

違反処分の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

建設業の経理の状況

監査の受審状況 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

公認会計士等の数 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

二級建築師試験合格者の数 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

研究開発の状況

研究開発費（2期平均） ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

建設機械の保有状況

建設機械の保有及びリース台数 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

ISO 9001の認証の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

ISO 9001の登録の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

ISO 14001の登録の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

建設業活動資金貸付制度加入の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

活動一時金制度若しくは企業年金制度加入の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

海外労働者受入れ制度加入の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

若年技術職員の継続的な育成及び確保 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

新卒若年技術職員の育成及び確保 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

CPI単位取得数 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

技能者名簿に記載されている人数 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

技能者名簿で「レベル向上」が記載されている人数 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

女性労働者に対する研修の機会に関する取組の状況 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

若年技術職員の継続的な育成及び確保 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

建設工事に従事する者の就業履歴を管理するために必要な装置の設置状況 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

建設技術者を大切に育てる企業文化の醸成状況 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

建設業の営業継続の状況

営業年度 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

違反処分の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

建設業の経理の状況

監査の受審状況 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

公認会計士等の数 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

二級建築師試験合格者の数 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

研究開発の状況

研究開発費（2期平均） ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

建設機械の保有状況

建設機械の保有及びリース台数 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

ISO 9001の認証の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

ISO 9001の登録の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

ISO 14001の登録の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 1. 有, 2. 無

様式第7号

(用紙A4)

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書

該当しない方に取り消し線を引く。

宣言を行った年月日を記入。

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」において、令和 年 月 日付で
宣言した取り組みについて、取組開始日以降（行う/行っている）ことを誓約します。

また、建設業法第27条の2第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般
財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行う
こと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

一地方整備局長

北海道開発局長

宮城県知事 殿

審査日を記入。

年 月 日

住所

商号又は氏名

代表者氏名

申請区分 ☐ (A, 取り組みを行う、B, 取り組みを行っている)

項 目	日 付
審査基準日	年 月 日
取組開始日	年 月 日

新	旧
記載要領 1 「（行う/行っている）」については、不要のものを消すこと。 2 「 地方整備局長 北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。 知事」 3 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する英字を記入すること。 4 「A. 取り組みを行う」について、審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、取組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合を指す。なお、取組開始日の到来後、当該自主宣言の取り組みを行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。 5 「B. 取り組みを行っている」について、審査基準日時点で取組開始日が到来している者において、当該自主宣言の取り組みを行っている場合を指す。なお、当該自主宣言の取り組みを行っていないにもかかわらず本誓約書を提出した場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。 6 表には、受審している経営事項審査の審査基準日及び「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」で設定している取組開始日を記入すること。	

業 種 ・ 技 術 職 員 資 格 区 分 コ ー ド 表(審査基準日:令和5年7月1日以降)

業 種 区 分	コード	建 設 業 の 種 別																													
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
[資格取得後に必要となる経験年数]		1(2年以内)																													
第17条第1号イ該当(実務経験:建築学科卒業後3年又は5年)		001																													
第17条第1号ロ該当(実務経験:10年経験)		002																													
第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上:大臣認定者)		003																													
第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上:大臣認定者)		004																													
広域広域者となる資格を有する者(建設士第1号に該当する者)		005																													
建設業法																															
1級建築師		111	5			5									5																
2級建築師		212	2			2								2																	
1級土木建築士		113	5		1a	5	5	1a			1a	5	1a	5	5			5	1a		1a		1a		1a		5	1a	5a		
2級土木建築士		214	2		1a	2	2	1a			1a	2	1a	2	2			1a	1a		1a		1a		1a		2	1a	2a		
3級土木建築士		315			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
4級土木建築士		416			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
5級土木建築士		517			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
6級土木建築士		618			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
7級土木建築士		719			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
8級土木建築士		820			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
9級土木建築士		921			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
10級土木建築士		1022			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
11級土木建築士		1123			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
12級土木建築士		1224			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
13級土木建築士		1325			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
14級土木建築士		1426			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
15級土木建築士		1527			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
16級土木建築士		1628			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
17級土木建築士		1729			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
18級土木建築士		1830			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
19級土木建築士		1931			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
20級土木建築士		2032			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
21級土木建築士		2133			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
22級土木建築士		2234			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
23級土木建築士		2335			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
24級土木建築士		2436			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
25級土木建築士		2537			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
26級土木建築士		2638			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
27級土木建築士		2739			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
28級土木建築士		2840			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
29級土木建築士		2941			1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a		1a		1a		1a		1a	1a	1a		
建設業法																															
1級建築師		137	5	5			5				5	5						5													
2級建築師		238	2	2			2				2							2													
3級建築師		339		2																											
建設業法																															
1級建築師		141	5			5		5					5	5																5a	
2級建築師		242	5			5		5					5	5	5															5a	

業 種 ・ 技 術 職 員 資 格 区 分 コ ー ド 表(審査基準日:令和5年7月1日以降)

業 種 区 分		コード	建 設 業 の 種 別																													
			01 土	02 建	03 大	04 左	05 石	06 瓦	07 電	08 管	09 タ	10 鋼	11 筋	12 鉄	13 造	14 シ	15 板	16 ガ	17 装	18 防	19 内	20 機	21 熱	22 通	23 器	24 井	25 具	26 水	27 清	28 清	29	
			[資格取得後に必要となる経験年数]																													
			1(2年以内)																													
			同 上																													
			同 上																													
			4(1級建築士の職種に対応する2職種以内)																													
建設業法		1級建設機械施工士	111	5			5							5																		
		2級建設機械施工士(第1種～第4種)	212	2			2							2																		
		1級土木施工管理技士	113	5			1a	5	5	1a			1a	5	1a	5	5			5	1a		1a				1a		5		1a	5a
		1級土木施工管理技士補	11H				1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a
	補	土木	214	2			1a	2	2	1a			1a	2	1a	2	2			1a	1a		1a			1a		2	1a	2a		
		鋼筋造等密着	215				1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a
	補	建築士	216				1a	2	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a
		土木	21J				1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a
		鋼筋造等密着	21K				1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a
		構造注入	21L				1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a
	1級建築施工管理技士	120		5		5	5	5	5			5	5	5			5	5	5	5	1a	5				5	1a	1a	1a	5a		
	1級建築施工管理技士補	12C			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	
補	建築	221	2		1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	
	建築	222			2	1a	2	1a	1a			2	2	2	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	
	土木	223			2	2	1a	2	2			2	1a			2	2	2	2	2	1a	2				2	1a	1a	1a	1a	1a	
	土木	22D			1a	1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	
	1級電気工事施工管理技士	127							5											1a								1a				
	1級電気工事施工管理技士補	12E																		1a								1a				
	2級電気工事施工管理技士	228							2											1a								1a				
	2級電気工事施工管理技士補	22F																		1a								1a				
	1級管工事施工管理技士	129							5				1a		1a					1a	1a					1a	1a	1a	1a	1a	1a	
	1級管工事施工管理技士補	12G											1a		1a	1a	1a			1a	1a				1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	
	2級管工事施工管理技士	230								2			1a		1a	1a	1a			1a	1a				1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	
	2級管工事施工管理技士補	23A										1a		1a	1a	1a	1a			1a	1a				1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	
	1級電気通信工事施工管理技士	131																														
	2級電気通信工事施工管理技士	232																							5							
	1級造園施工管理技士	133				1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	
	1級造園施工管理技士補	13D				1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	
	2級造園施工管理技士	234				1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	
	2級造園施工管理技士補	23E				1a	1a	1a	1a			1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	1a	
建築士法		1級建築士	137		5	5			5			5	5								5											
		2級建築士	238		2	2			2			2									2											
		予備建築士	239			2																										
技術士法		建設・総合技術助産(建設)	141	5			5		5				5	5											5						5a	
		建設・鋼骨造及(ポンクアート)	142	5			5		5			5	5	5											5						5a	

業 種 区 分	コード	修 習 業 の 種 別																												
		01 土 建	02 大 工	03 木 工	04 石 工	05 瓦 工	06 電 装	07 電 装	08 電 装	09 電 装	10 電 装	11 電 装	12 電 装	13 電 装	14 電 装	15 電 装	16 電 装	17 電 装	18 電 装	19 電 装	20 電 装	21 電 装	22 電 装	23 電 装	24 電 装	25 電 装	26 電 装	27 電 装	28 電 装	29 電 装
森業(森業土木)																														
総合技術監理(森業(森業土木))	143	S				S																								
電気・電子・総合技術監理(電気・電子)	144							S														S								
機械・総合技術監理(機械)	145																				S									
機械・電気機械、又は「寒冷区及び冷凍機械」	146								S												S									
総合技術監理(機械(流体機械)又は「寒冷区及び冷凍機械」)	147							S																						
水道・総合技術監理(水道)	148								S																			S		
水道(上水道及び工業用水系)	149	S				S				S				S																
総合技術監理(水道(上水道及び工業用水系))	150																					S								
林業(林業)	151	S				S																S								
林業(森林土木)	152								S																					
衛生工学(総合技術監理(衛生工学))	153								S																		S			
衛生工学(水質管理)	154									S																		S		
衛生工学(畜産物処理)又は「肉類処理」	155										S																			
総合技術監理(衛生工学(畜産物処理))	156																													
第1級電気工事士	256																													
第2級電気工事士	257																													
電気主任技術者(1種・2種・3種)	258																													
電気主任技術者	259																													
工事監督者	260																													
土木監督工事主任技術者	261																													
甲種消防設備士	168																													
乙種消防設備士	169																													
建築大工(1級)	271			2																										
建築大工(2級)	272			1																										
管線施工(1級)	164																													

[illegible]

[illegible][illegible]

資格区分		コード	建設業の種別																												
[資格取得後に必要な実務経験年数]			01 土	02 建	03 大	04 左	05 と	06 石	07 型	08 電	09 管	10 タ	11 鋼	12 筋	13 工	14 架	15 設	16 ガ	17 ス	18 防	19 内	20 機	21 結	22 造	23 造	24 井	25 具	26 水	27 清	28 清	29 解
防水施工(1級)		197																		2											
防水施工(2級)	[3年]	297																	1												
かく井(1級)		198																								2					
かく井(2級)	[3年]	298																								1					
※平成15年度以前の職業能力開発促進法に基づき2級の技能認定に合格された方は、合格後当該業務の建設工事に同じ1年以上の実務経験が必要となります。																															
地すべり防止工事士	[1年]	061						1																			1				
管線基礎くい工事試験		040						2																							
管線設置士	[1年]	062								1	1																				
1級計装士	[1年]	063								1	1																				
管線掘削工事試験		060																													2
管線基礎設置者		064	3(講習終了後に記載されている建設業の種別から2業種以内) 3(レベル4) / 2(レベル3-5) (下記の目的分野の種別から2業種以内)																												
認定能力評価基準																															
電気工事技能者能力評価基準																															
建築技能者能力評価基準																															
造園技能者能力評価基準																															
コンクリート圧入技能者能力評価基準																															
防水施工技能者能力評価基準																															
トンネル技能者能力評価基準																															
建設機械技能者能力評価基準																															
土木技能者能力評価基準																															
機械土工技能者能力評価基準																															
海上起重技能者能力評価基準																															
1級技能者能力評価基準																															
鉄筋技能者能力評価基準																															
足場技能者能力評価基準																															
型枠技能者能力評価基準																															
配管技能者能力評価基準																															
とび技能者能力評価基準																															
切断穿孔技能者能力評価基準																															
内装仕上技能者能力評価基準																															
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準																															
エクステリア技能者能力評価基準																															
建築保全技能者能力評価基準																															
外装仕上技能者能力評価基準																															
ダクト技能者能力評価基準																															
保管庫内技能者能力評価基準																															
アット技能者能力評価基準																															
冷凍空調技能者能力評価基準																															
運動施設技能者能力評価基準																															
基礎くい工事技能者能力評価基準																															
タイ4級の技能者能力評価基準																															
道路舗装・橋梁部技能者能力評価基準																															
消防施設技能者能力評価基準																															
建築大工技能者能力評価基準																															

